

第 1 1 9 回

国有財産近畿地方審議会

日 時 平成 2 4 年 2 月 1 4 日

場 所 近 畿 財 務 局 大 会 議

国有財産近畿地方審議会委員名簿

平成24年2月14日現在

ふりがな 氏名	現職
いけだ あきら 池田 昭	(株)毎日新聞社大阪本社論説委員
いまい のりこ 今井 範子	奈良女子大学生生活環境学部教授
うえむら たえこ 上村 多恵子	京南倉庫(株)代表取締役
うすい きみか 臼井 キミカ	甲南女子大学看護リハビリテーション学部教授
おがわ やすひこ 小川 泰彦	日本公認会計士協会近畿会会長
かどの ゆきひろ 角野 幸博	関西学院大学総合政策学部教授
なかの けんじろう 中野 健二郎	京阪神ビルディング(株)代表取締役社長 (元三井住友銀行副会長)
なかもと かずひろ 中本 和洋	大阪弁護士会会長
ほそみ みえこ 細見 三英子	ジャーナリスト
まきむら ひさこ 槇村 久子	京都女子大学現代社会学部教授
みとべ しげき 水戸部 繁樹	(財)日本不動産研究所近畿支社長
もりした しゅんぞう 森下 俊三	西日本電信電話(株)相談役
※50音順(敬称略)	12名

第119回国有財産近畿地方審議会を開催結果

近畿財務局長（池田 篤彦）の諮問機関である「国有財産近畿地方審議会」（森下俊三会長）の第119回会議が平成24年2月14日に近畿財務局（大阪合同庁舎4号館）において開催されました。

本審議会では、近畿財務局長から諮問のあった下記の事項について審議された結果、諮問事項について原案どおり処理して差し支えない旨、答申がありました。

記

諮問事項

- ・ 堺市に所在する国有地等の堺市への売払いについて

報告事項

- 1 新関西国際空港株式会社の設立に伴う国有財産の出資について
- 2 ①国家公務員宿舎の削減計画について
②庁舎の使用調整結果について

第119回国有財産近畿地方審議会 議事録

日時：平成24年2月14日（火）

13:33～15:21

場所：近畿財務局8階大会議室

1. 開会

【和田管財部長】管財部長の和田でございます。本日は、御多用のところ、また足元の悪い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第119回の国有財産近畿地方審議会を開催させていただきます。

それでは、森下会長に議事をお願いいたします。

【森下会長】それでは、会議成立の報告をいたします。

本審議会の委員数は12名でございますが、本日は9名の方に御出席いただいております。本日の出席委員数は、国有財産法施行令第6条の8の規定によります委員の半数以上の出席で会議を開き、議決するとの条件を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本審議会は、審議会規則により議事録の公開を前提としておりますので、後日、近畿財務局のホームページにおいて公開することといたします。

それでは、審議に先立ちまして、池田近畿財務局長から御挨拶をお願いいたします。

【池田局長】池田でございます。1月10日付で異動がございまして、ちょうど着任して一月と少々でございますが、新たに近畿財務局のほうに参りました池田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、大変足元も悪い中、寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。普段から大変私ども財務局の行政に御協力、御理解を賜っておりまして、改めてお礼を申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、昨年3月11日に大震災が発生いたしましてから11カ月を過ぎ、もうすぐ1年ということでございます。今年は、当然のことながら復興元年ということで、これに全力を挙げる年ということになろうかと思っておりますけれども、国有財産の関係につきましても、この大震災を受けた形での幾つかの政策が打たれているように思います。新成長戦略に絡んだPRE戦略につきましては、御承知のとおり、大震災前に策定されたものでございますけれども、これについては引き続き社会福祉分野への貢献、あるいは管理処分が多様化等々について実施をしっかりと取り組んでいるところでございます。

その中でも触れられました新しい管理処分のタイプとしまして、昨年秋の本審議会におきまして、滋賀県との交換事案など3件について諮問をいたし、御了承を賜ったところでございまして、これについて今、年度内の契約に向けて努力をしているところでございます。

本日につきましては、堺市の元公務員宿舎につきまして、市立病院敷地としての売払いの事案を諮問させていただきでございます。そのほか、これも23年度の予算の中で決定されました新関西国際空港株式会社、いわゆる関空と大阪空港を合わせたところでの新たな株式会社の設立という施策がございますが、これに伴う国有財産の出資の問題について大阪航空局から説明をしたいと存じます。

また、昨年秋に国家公務員宿舎について再びいろいろと大きな議論が巻き起こりましたが、これにつきまして財務本省におきまして新たに国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会というのを設けて、25%削減という大きな削減を含む新たな計画を公表したところでございます。その概要についても御報告をしたいと存じます。

今後につきましては、今申し上げたような様々な施策に基づきまして、しっかりと未利用国有地の活用、処分等について努めてまいりたいと思っております。結果として、それが震災の復興財源に寄与するという部分も出てこようかと思っております。

本日もよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

2. 諮問事項の審議

【森下会長】 それでは、諮問事項の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【富井管財部次長】 諮問事項は、堺市に所在する国有地等の売払いについてです。

事案の概要です。対象財産は、財務省所管・財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定で管理している普通財産で、堺市西区津久野町1丁に所在する5,257平方メートルの土地です。堺市において市立堺病院の移転が予定されていますが、その関連で用地を取得したいとの要望がありましたので、今般、時価売払しようとするものです。

対象財産の位置です。画面中央下寄りの赤く囲まれたところですが、堺市の中央やや大阪湾寄りに位置しています。画面上部ですが、堺区南安井町に現在の市立堺病院がありまして、南方に約3.8キロメートル移転することとなります。JR津久野駅から南東約500メートル、徒歩約7分の位置にあり、本財産の東側には幅員26メートル、片側2車線の堺市道津久野18号線があります。

上空から見た市立堺病院の建設予定地です。青く縁取りされた区域が市立堺病院の建設予定地になり、対象財産は画面左側の区域になります。右側の青く縁取りされた区域の中に「向ヶ丘第一団地」と書いてありますが、ここは昔の日本住宅公団、現在のURが昭和30年代に造成した団地の跡地で、これを堺市が取得したものです。

左の区域になります。今般、御審議いただく対象財産です。本財産も、もともとは日本住宅公団が造成した土地で、これを国が取得したものです。昭和46年に津久野合同宿舎を建設し、その後、約40年間、宿

舎として利用してきましたが、平成20年に策定した国家公務員宿舎の移転再配置計画により処分することとされ、平成23年12月にその用途を廃止し、普通財産として管理しているものです。現在、鉄筋コンクリート5階建ての建物4棟が存置しています。

本地は四方とも接道しておりますが、メインは東側で、先ほど説明しました市道津久野18号線です。間口約110メートル、奥行き約45メートルの整形地となっています。都市計画法上の用途地域は第1種中高層住宅専用地域で、建ぺい率は60%、容積率は200%となっています。

次に、堺市の進める市立堺病院の移転計画について説明します。

この図は、大阪府の二次医療圏の救命救急センターの設置状況を示す図です。二次医療圏とは、医療法第30条の4第2項第9号で規定されている都道府県が医療計画を定める際に病床の整備を図るに当たって設定する地域単位のことです。大阪府の場合は8つの地域に区分しています。本図中の二重丸が付されたところがありますが、救命救急センターの設置場所を示しています。堺市医療圏を見ていただくと、救命救急センターが未整備なのが分かります。

救命救急は、本図に示すとおり、一次、二次、三次と救急医療機関の定義があります。一次救急とは、入院や手術を伴わない患者に対する医療で、休日・夜間・急病診療などを行う医療機関です。二次救急とは、入院や手術を要するが、すぐには生命には別状ない、ある程度の重傷患者について、地域の病院がグループを作り、輪番制で休日・夜間に重傷救急患者を受け入れて治療を行う医療機関です。三次救急とは、急性心筋梗塞、脳梗塞、頭部外傷など二次救急では対応できない重傷患者や複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間受け入れられる体制と高度な診療機能を持つ医療機関です。救命救急センターは、この三次救急医療機関に該当します。

先ほども申し上げましたが、堺市の医療圏には同センターがないため、同センターでの対応が必要な重症患者が年約1,000人いますが、その7割は緊急対応が必要とのことで、管内の二次救急機関で診療を行っておりまして、3割を管外の救命救急センターに搬送している現状にあります。また、搬送受け入れの調整機能が十分でなく、救急搬送に時間を要するケースが目立つなどセンターの未整備が圏域内の救急医療の管制塔機能の脆弱化につながっているなどの問題を抱えておりました。

このため、既存の市立堺病院の改修工事に対応することを検討していましたが、工事を行うためには診療休止を1年程度行わなければならないことや、その休止期間中の医師、看護師などの医療スタッフの処遇等解消困難な課題があり、これを断念し、本地での整備となっております。

新病院の機能を表した図です。新病院は、三次救急を含む救急部門、病気の原因を取り除き、その進行を止めるため、集中して治療を行う急性期医療部門、がんなどを主体とする高度専門医療部門の3つの部門からなり、それぞれが有機的な連携を図ることによって地域医療の核となる基幹病院を目指しています。

今般の整備では、救命救急センターを整備し、24時間体制で診療に当たるほか、救急患者の受け入れを

スムーズにするために医療機関相互の調整を図る管制塔機能を整備し、さらに小児初期救急診療センターの併設、ドクターヘリへの対応でヘリポートの整備、救急隊と救急車が常駐する救急ワークステーションの設置等を計画しています。また、今後発生が予測されている南海・東南海地震等の大規模災害時に備え、災害拠点病院としての機能を持たせることとし、救護活動を行えるよう敷地スペースの確保を図っています。

病院の完成イメージです。病院本体は地下1階、地上9階で、病床数は一般病床450、救命救急センター病床30、感染症病床7、計487床。延べ床面積は4万3,000平方メートルを予定しています。

利用計画図を御覧ください。病院の配置図が右側の部分で、左側が当該財産です。堺市では、病院本体と共に医師や看護師用の宿舎を整備したいとしています。本病院は、救急医療を提供し、災害時には拠点病院となる施設であり、突発的な事件、事故に緊急参集できる要員の確保が必要となります。特に大規模災害時には、交通機関だけでなく道路等のインフラも寸断される可能性があり、そのような状況下でも病院が機能できるよう一定の医師、看護師が徒歩で病院に駆けつけられる場所に宿舎を設置する必要があるため、当初は病院のエリア内に敷地を確保しようとしていましたが、各種施設の配置や災害時のオープンスペースの確保等から断念し、本対象財産に設置することとしたものです。

計画では、世帯用30戸、単身用90戸の宿舎整備を予定しています。なお、本敷地には新病院勤務者を対象に保育所を併設し、勤務環境の充実を図ることとしています。また、防災備蓄倉庫を設置し、非常用食料、備蓄水、医薬品など3日分を確保したいとしています。多目的広場は、市の条例に基づき一定の規模以上の開発を行う場合、公開空地を設ける必要があるため設置を予定しているもので、地域住民の利用できる広場を想定しています。

このように、当該財産を売却することで地域医療や大規模災害時の拠点として役立つものになることが期待されております。

最後に、本件事案の処理方針ですが、売却相手方は堺市であり、同市は新設する病院に勤務する医師、看護師の宿舎を主とした病院関連用地として利用いたします。処理方法は時価売却で、契約方式は会計法第29条の3第5項に基づく予算決算及び会計令第99条第21号の規定により随意契約とします。

堺市は、本体の病院と共に平成26年度の完成を目標に全体の工期等を考慮してできるだけ早期の購入を希望しており、本年3月末までに堺市との間で売買契約を締結したいと考えております。

なお、堺市は、新病院の運営は地方独立行政法人を新たに設立して行わせることとしており、対象財産は同法人の設立に合わせ、承継する予定です。

以上をもちまして諮問事項の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【森下会長】ただいま御説明がございました諮問事項につきまして御質問、御意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【角野委員】それでは、ちょっと念のためにお伺いしますが、現在の市立病院の跡地は、市としてはどのよ

うにお考えになっているのでしょうか。

【富井管財部次長】まだ新しい病院だったものですから、地元の医療法人が購入することで確定しております。これから、新病院を整備するので、整備終了後にそこが引き取るというような形で契約が結ばれているように聞いております。

【角野委員】要するに、民間の医療法人の病院として引き続き使われるというわけですか。

【富井管財部次長】はい、そうです。

【角野委員】わかりました。

【森下会長】その他、いかがでしょうか。

【中本委員】ちなみに、この対象財産の路線価は、道に面しているところと面していないところがありますが、大体平均どのぐらいなんですか。

【富井管財部次長】23年1月1日現在の正面路線価は、11万5,000円でございます。

【中本委員】これは、地方公共団体ですからほとんど異論がないんでしょうが、要は値段の問題で、どういふふうな値段をつけられるのか、恐らく鑑定されたりいろいろされるんでしょうけども、問題はどれぐらいの値段になるのかなということだと思っんですけども。

もちろん、審議の対象になっていないことはよく承知しております。参考までに。

【和田管財部長】正面路線価が11万5,000円で、今回売払いしようとする面積が約5,000平方メートルですので、計算上は6億円程度になりますが、現地には老朽宿舎が建っておりますので、評価上はその宿舎の取壊し費用を差し引いた金額ということになります。

基本的には不動産鑑定意見を参考にしまして決めさせていただくことになっておりますが、1つの目安ということで御承知いただければと思います。

【森下会長】先ほど大阪府の医療のエリア図がありましたね。あれでまだ救急医療の整備されていないエリアというのは結構あるんですか。

【富井管財部次長】先ほどの図を見ていただくとわかるのですが、最後に残ったのが堺市の区域でございます。一応ほかのところは全部あることになっております。

【森下会長】まあ、一応これで空白区はなくなると。

【富井管財部次長】ええ。大阪府としては全地域カバーされた形になってございます。

【細見委員】この計画は堺市がURの跡地を買って、その後この対象財産を購入することなのですが、このプロセスをもう一度確認させてください。

【和田管財部長】堺市とは年度内に売買契約をいたします。その後、地方独立行政法人が今年の4月1日に設立をされまして、その設立と同時に法人がこれらの土地と現市立病院の機能等を承継するという運びになっております。地方独立行政法人が新しい病院と宿舎施設などの整備を行い、平成27年から病院として供

用を開始するという段取りになっております。

【細見委員】それはわかっておりますが、質問をしましたのはこの対象財産は23年12月にその用途を廃止ということですが、国はどのように売却しようとしたのか、堺市との関係でこの事案がどのように議論されたのかということを知りたかったのです。

【富井管財部次長】堺市が病院の建替え計画を進めていく中で用地が足りないということで、周辺にあった国有地を取得したいということになったという流れでございます。そのために宿舎を廃止したということではないのですけども。

【細見委員】堺市がURを取得したのがいつで、宿舎の廃止計画を知って、向こうから話が来たのか、あるいは国から積極的に話をしたのかと。

【富井管財部次長】本件については堺市から要望がありました。

【細見委員】それはいつ頃ですか。

【和田管財部長】昨年です。

昨年12月に宿舎としての用途は廃止したのですが、この宿舎の廃止については平成20年に移転計画を決定いたしました。

また、病院整備について私どもがお聞きしたお話では、当初URからの取得用地に全て整備する計画となっていたところ、緊急医療病院ということで24時間体制で救急車が動き回るというようなことから、周辺地域からは公園など公共施設を合わせて整備していただきたいという要望などがありまして、その結果、当初予定した用地では足りないということになり、道路の向かい側の公務員宿舎の跡地を活用できないかということになり、堺市から急遽購入の申出があったというのが昨年でございました。

【富井管財部次長】病院用地は、もともと平成20年に堺市土地開発公社が道路事業の拡幅用地として一部を取得していましたが、その後21年9月に病院の基本構想が作られ、ここに設置するということが決まりましたので、平成23年度にこのURの一面を全て購入いたしました。

【榎村委員】私もこの諮問事案については、全く異論はございませんけれども、一般的にURの跡地利用、あるいは建替えかを含めてその地域をどのように再生させていくかということはよく議論されているんですね。本件のように病院が建てられるというのもケースとしてはよくあるケースだと思います。

ただ、一般的にこういう計画を立てるときには、このURの土地の隣接地がどういう状況であるかというようなことも含めて多分考えられていたのではないかと思います。21年に基本構想を立てられて23年3月に土地を購入されたということですが、取得しようとする土地の面積、それをどう利用するかというように動いていくのではないかと考えているんです。

ですから、20年に公務員宿舎の廃止が決まり、23年12月に廃止されたということなんですけども、時系列的に言うと、この宿舎の廃止情報は多分堺市は御存じだったのではないかと、その辺で堺市がこの国有

地を欲しいと思われた経緯が何か急なような気がいたしまして、どうしてもその周辺に土地の手当ができなかったからここを欲しいというように言われたと理解してよろしいのでしょうか。

この事案については、異論はございませんけども、どういう時系列でこういうようになっているかということをお聞きしたいなと思っっているんですが。

【和田管財部長】当初計画では、私どもの国有地も含めた形で整備をするというようにはなっておりませんでした。このURの敷地には従来5階建ての住宅が連たんしておりまして、これを集約立体化し、不要となった跡地に病院を建てようと。南側の白地部分も堺市は購入しておりまして、そこに宿舎を整備する計画であったようです。

ただ、先ほど申しましたように24時間救急車が稼働する病院ということもあり、堺市もここへ誘致するに当たっては非常に御苦労をされたという経緯があったようです。お聞きしたところでは、この白地部分を緑地として整備をするということで、新病院の建設が認められたようです。そのために医師、看護師の宿舎用地が不足することになって、急遽私どもに話が来たという、これが流れでございます。

【槇村委員】よく分かりました。ありがとうございます。

私は、それとあわせてお聞きしたかったのは、こちらもう宿舎として使わないと平成20年に決まった段階で、例えば地域の方に積極的にこの土地の有効活用について働きかけとか、そういうことをされた結果なのかどうかということをお聞きしたかったのですが。

【和田管財部長】失礼いたしました。国有地の処分に当たりましては、基本的に公共用、公用優先という基本原則がありますので、私ども堺市に対しまして取得要望の有無を内々打診しておりましたが、その時点では堺市からは取得要望はないということでした。

実は昨年の秋、当審議会に3件諮問させていただきましたけれども、水面下では堺市との調整が最終段階にありまして、タイミングが合えば本事案も御審議をいただけたのですが、そこまで至りませんで、本日諮問させていただくことになりました。

【臼井委員】私も、基本的には三次医療の受入れ施設ということで、利用しやすく病院が生まれ変わることに関しては賛成ですけれども、実は旧市民でしたものですから、まだ今の現病院というのがとても新しいというイメージが抜け切れない中で、三次医療の受け入れ施設がないからという御説明がありましたが、今の病院が建てられたその時期には三次医療圏の問題などはなかったのだらうかとかいろいろ考えますと、もしかしたらこちらに移っても、また新しい施設が必要だからといったことも起こりかねないなと考えたりしてしまうわけなんです。医療圏構想と現病院が建った時期的な関係について御説明いただけたらと思います。

【和田管財部長】今の現市立病院が開設したのは大正からと非常に古い歴史があつて、委員がお尋ねの病院は平成8年に建て直しされまして、現在480床、伝染病床13床、約500弱のベッド数で稼働

しているとお聞きしております。

平成8年の建替えですからまだまだ新しい施設なのですが、大阪府としては救急医療としての総合的な病院を計画しておりましたので、今の現施設をドクターヘリなどを活用して救急医療の受入れができるように機能させるための改修となりますと、現病院を一時的に閉鎖するなどといった物理的な問題もあるので別地に新病院を建設し、新病院が完成した暁には、現病院は民間医療法人に処分するというようにお聞きしております。

【臼井委員】病院の宿舎の件ですけれども、現病院の周りにもやはり同じような宿舎が建てられているということなんでしょうか。

といいますのは、多分病床数が増えると職員の数も増えてくるということから、宿舎数もニーズを調査された結果としての戸数だろうと思うのですが、実は看護職の教育に携わっておりまして、看護師は卒業した時点では病院の近くに住むというのは割合多いのですけれども、何年か経過しますと、やっぱりいろんなところに住みたいとかいうことで、病院が準備した宿舎なんかはなかなか希望しないという現実があるのかなと考えますと、本当にそこら辺の見込みだとかいうことではどんな状況でこの戸数になったのかということを少し御説明いただけましたら。

【和田管財部長】現病院には、医師は86名、それから看護師が380名ほどお勤めになっているということですが、新病院では医師が115名、それから看護師は100名ほど増やすようでございます。

現病院の周辺にも看護師寮などが併設されております。現病院より医師・看護師とも増えるということで、需要も見込んで世帯用30戸、単身赴任用90戸、計120戸の宿舎を用意したいということで、需要数は堺市の把握した数字だということにお聞きしております。

【臼井委員】保育所の件ですが、画面には「その他」ということで保育所を明示してないんですけれども、多分世帯用の住宅の1階とか、そういったところに建てられるのかなというように思ったんですけれども、どれくらいの受入れの児童数、乳児あるいは幼児数なのかなと。

それから、周辺地域の方たちももし希望があるとしたら受け入れられるのか、あるいは子育てをしながら働かれるお母さん方への福利厚生と考えたときに、病児保育ということでは多分病院に併設してということであれば、とてもいろんな条件が整っているのかなというふうに考えますと、準公的な立場としての保育所の運営みたいなことに関してはどんな構想を持っておいでなのかということをお尋ねしたいです。

【和田管財部長】定員数は30人とお聞きしております。基本的には病院の職員のための保育施設ということで、必ずしもここにお住まいというだけではなくて、通われる職員の幼児も勤務中は保育するというので、周辺地域からの受入れは考えてはいないようでございます。

【臼井委員】病児保育に関しては何か特別な準備をしておられるのでしょうか。

本来、保育所に預けてといったときには、元気なお子さんが普通だろうと思うんですけれども、やっぱ

り子供ですから、病気になったりとか、いろいろありますし、親も病気の時には見てあげたいし、診てもらいたいしという、そこら辺はあるんですけども、どうしても業務上抜けられないとか、いろんなことがあるかなというふうに思ったときに、そういった病児保育が整備されているということは、病院の職員の体制からしても必要なことかなというように考えますので。

【富井管財部次長】私たちの聞いている限りでは一般的な保育所として聞いておりますけど。

【和田管財部長】その点は把握しておりませんので、病児保育の件については確認して、追って御説明をさせていただければと思います。

【臼井委員】もう一つ。保育所があつて、その周りが駐車場という環境の中で、事故対策はどうされるのでしょうか。

【富井管財部次長】この利用計画図については注書きにも書いてあるのですが、これはまだ仮の利用計画図ということでございまして、今後法律に定められている要件などに沿った利用計画を策定することになります。当然駐車場で幼児が飛び出たりしたら危ないので、今後具体的な設計段階で安全を確保したものになると思います。

【和田管財部長】先生の御質問等につきましては堺市にもきちっとお伝えしておきたいと思います。

【森下委員長】堺市へお伝えするときに、今の病児保育の意見も出たということ伝えていただいて、これ自身は働く職員のお子さんのためかもわかりませんが、病児保育についても意見が出たということ伝えていただければいいと思います。

そのほかよろしいですか。

それでは、御質問がないようですので、採決に移ります。諮問事項につきましては、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【森下委員長】ありがとうございました。特に御異論がないようですので、原案どおり決定いたしまして、その旨答申することといたします。

本日の審議事項は以上でございます。

3. 報告事項

【森下委員長】続きまして、事務局から報告事項が2点ございます。1点目は、前回の審議会で新関西国際空港株式会社の設立に伴う国有財産の出資についての御質問がございました。これを受けまして、本日は大阪航空局から御説明させていただきます。

【上原次長】大阪航空局次長の上原と申します。本日はこういう御説明の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

資料の御説明に入ります前に、関西国際空港につきましては、もともと1.3兆円を超える巨額の負債に関しまして、財務構造の抜本的改善を図ることが必要不可欠というふうにされてまいりました。当審議会の委員で、本日御出席の中野委員でございますとか、あるいは本日は欠席でございますが、上村委員からも様々な形で今後の関空の将来像について大変有益な御指導をいただいております。この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。

私、この件につきましては政権交代前からこの担当をしておりますが、政権交代後もこの財務構造の改善につきましてはいろいろと指摘をされ、特に皆さん御存じの事業仕分けにおきまして、関西国際空港の今後の運営について、そのときは特に伊丹空港との関係を再整理した上で抜本的な措置を講じることが必要だというふうにされました。その回答といたしまして国土交通省で整理を行いましたのが、この資料1ページでございます成長戦略会議の報告書、平成22年5月に出されましたものでございます。これは、その意味は事業仕分けに対する回答という位置付けでございます。

2番のところにありますとおり、まず財務構造の改善、バランスシートの改善につきましては、関空と伊丹の事業運営権を一体でコンセッションするということが書かれております。この当時はまだコンセッションという言葉が余り広く行き渡っていなかったんですけれども、要は資産と運営というものを分けて、この運営の権利というものを新たに設定して、これを売却するというものでございます。

その意味では、かなり前から関空の抜本的な改善策として指摘をされましたのが上下分離という考え方で、これも資産と、それから土地と、それから建物を分離するという考え方でございますが、これにかなり似たような民営化の手法でございますけれども、こういう事業運営権というものを売却してはどうかという案でございます。

この成長戦略会議の報告書が出た時点では事業運営権なるものがまだ存在しなかったわけでございますが、後で述べますとおり、この後関係の法律が改正されまして、この事業運営権という、資産と切り離れた形での財産権といったものが整理をされております。

それから、資料にありますとおり、関空・伊丹の活用策といたしまして、関空については、LCC専用ターミナルの整備等ということで、昨今新聞等で毎週のように報じられておりますが、日本初のLCCが関空を活用するというので、このLCCの活用方策を今後とも整備していくということが挙げられております。

それから、伊丹空港につきましては、過去いろいろと地元との関係もあったわけでございますが、この成長戦略会議の報告書では関空の補完的空港として今後とも活用していくということと、それから民間の経営判断により具体的な活用方策を決定していく。いわゆる伊丹空港の民営化、現在はまだ国管理空港なんですけど、これを民営化しようと、こういうことが掲げられております。これを実現するために、今年の5月、いわゆる経営統合法が成立しました。

背景のところは成長戦略会議で指摘されたことが書かれております。

法案の概要でございますが、まず2番のところでございますけれども、関空と伊丹両空港を経営統合し、国100%出資の新会社を設立いたします。その業務といたしましては、両空港の設置・管理、それから空港ビルの建設・管理、そして本日の議題とも関連いたします伊丹の環境対策を行う会社として設立することがこの法律で位置付けられております。

さらに、一番最後のところにPFI法の特例ということで、これまでの民営化手法として一番オーソドックスだったPFIについて法律が改正されまして、先ほど申し上げました事業運営権というものがこの法律で位置付けられましたので、新会社が設立された後、このコンセッションを、権利ですので「設定」という言葉を使っておりますけれども、新会社がこのコンセッションの設定を行いまして、さらに民間の投資家の方々といろいろこれから調整をした上で、最終的には関西国際空港と伊丹空港の事業運営権をコンセッションにかけると、こういう段取りが規定されております。経営統合を今度はプロセスという形で見てみましたのがこの資料でございます。

まず、国からは伊丹空港の基本施設と周辺跡地を含めた土地、それから現在国が保有いたしております関西国際空港株式会社の株を出資いたします。ここでは、引き続き伊丹空港では、管制業務は国に残す。これは関空でも管制業務は国がやっておるわけでございますが、伊丹空港でも管制業務は国に残します。したがって、管制業務を行っている国の庁舎、あるいは管制のための施設は新会社に出資されず、国に残ることになります。

次に、空港周辺整備機構でございます。先ほど説明いたしましたとおり、環境対策事業は新会社が行うこととされておりますので、現在国が行う環境対策事業を補完いたしております空港周辺整備機構は、経営統合に際しまして伊丹空港に係る事務事業を新会社に承継いたします。承継にあわせまして、伊丹空港周辺に保有する再開発整備事業等の資産を新会社に出資をいたします。機構は伊丹空港での事業は廃止となりまして、福岡空港周辺での事業を引き続き行うという形で事業規模を縮小いたします。

次に、現関西国際空港株式会社でございます。現関空会社は経営統合により新会社に吸収されまして、関空の土地を保有する会社を分割することとしております。

最後に、伊丹空港のターミナルビルでございますが、現在、皆様御存じのとおり、大阪国際空港ターミナル株式会社がこのビルを保有、運営いたしておりますが、将来的には新会社と一体化をするということを念頭に置きまして、両社で連携方策に関する協定を結びまして、これを国土交通大臣が認可するという法律の建てつけになっております。

以上が今回の経営統合のあらましでございます。

続きまして、現在大阪航空局で所管いたしております国有財産につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

大阪航空局が近畿圏内で所管しております国有財産は、伊丹や八尾空港など、土地466ヘクタール、建物7万4,000平米、その他空港の滑走路やエプロンなどの工作物がございます。これらをすべて合わせた台帳価格は、こちらにございますとおり、1,792億円という形になっております。

これらの財産は、今回の経営統合によりまして、新会社に出資する財産と引き続き当局が管理する財産に分かれることとなります。出資されますのは大阪国際空港本体と、それから周辺の移転補償跡地を含めた土地、滑走路、エプロンなどの工作物となります。

そのほかの大阪航空局が有しております八尾空港や、神戸にあります衛星センターなどは今回の出資の対象ではありません。引き続き大阪航空局で管理をしていくこととなります。

続きまして、伊丹空港の出資予定の財産について御説明いたします。

経営統合に伴いまして、当局で所管する伊丹空港関連のものは、経営統合法の附則に基づきまして新関西国際空港株式会社に出資されることとなります。先ほど申し上げましたとおり、一方で管制業務は国へ残りますので、これらに関連する施設や国の庁舎は国が担うべき役割に必要な施設として出資せず、国が管理することとなります。

まず、空港本体につきましては、土地が280平方メートルのほか、消防庁舎などの新会社が空港運営上必要とします建物、施設が出資されることとなります。また、空港場外にございます、伊丹空港周辺にあります移転補償跡地約80万平方メートルにつきましても出資をされることとなります。

ただし、伊丹空港周辺の跡地の中で、近々に処分を予定しているものがございます。1つは昨年本審議会に諮らせていただきました川西市の場外用地、通称「なげきの丘」に係るものでございます。本件につきましては、本年度内の処分に向けて手続を現在進めているところでございます。

また、もう一つは、豊中市野田地区にございます移転補償跡地約9,000平方メートルの土地でございます。

本件につきましては、買い受けを希望されている学校法人与現処分に向けて調整を進めさせておりまして、調整が完了次第、改めて本審議会に諮らせていただき、処分をしたいというように考えております。

以上の2件につきましては、早期の処分が見込めるために、今回の統合の際の出資対象財産とは考えておりません。

続きまして、信託につきまして御説明をさせていただきます。

現在、大阪航空局で実施しております国有財産信託でございますが、平成20年10月に当審議会の答申を受けまして、平成21年2月から5年間を信託期間といたしまして、伊丹空港周辺の移転補償跡地189件、10.5ヘクタールについて、みずほ信託銀行を相手方として処分型の信託に付しておりました。その現時点の処分状況について御説明をいたします。

信託契約後およそ3年間、鋭意売却を進めておりまして、これまでに121件、4万1,000平方メ

一ト余りを約40億円弱で処分することができております。

なお、現在契約及び入札の手續中の8件のうち、売却できなかつたものについては、出資の手續のときまでに国に返還してもらい、新会社に出資をしようと思つております。

このほか、近隣の病院から借り受けの要望があつた2件の貸付契約分については、国に返還後、出資されることとなります。

さらに、何回か販売したけれども売れなかつたとか、商品化にまだ期間を要するというので、これまでまだ商品化がこの3年間でできなかつたもの、これらにつきましては、いろいろとコストもかかつてまいりますので、国に返還をすることとしまして、昨年12月末に61件、4万8,000平方メートル弱を返還してもらつたところがございます。これら返還された物件も今年7月の経営統合の際に新会社に出資されることとなります。

当方とみずほどの信託契約につきましては、経営統合までに信託の清算を行い、契約を終了する予定でございます。

最後に、今回の経営統合による出資財産や処分予定財産のほかに、現在、近畿財務局の管内と大阪航空局が管理している処分対象となつておる財産がございますので、これの御説明をさせていただきたいと思つています。

当大阪航空局は西日本全般のエリアを管轄いたしております。所管する財産も膨大な量に及びますけれども、その中で近畿管内での処分対象財産は、御覧のとおり、合わせて12万8,000平方メートルとなっております。

主なものとして、まず八尾空港の西側跡地がございます。八尾空港の西側に約9万2,000平方メートルの跡地がございます。この土地は大阪市と八尾市にまたがっているものでございます。このため、処分に当たりまして、両市と近畿財務局及び当局で検討会議を設置しまして検討を行っているところでございます。

次は、兵庫県川西市にあります航空無線標識所と、これに隣接する公務員宿舎用地でございます。この2つを合わせまして約1万5,000平方メートルほどありまして、処分に当たっては一体として処分することも検討されております。

大阪航空局が所管するその他の処分財産としましては、今後調整が整つたものから近畿財務局と処分の依頼を行ひまして、順次処分をしていくこととしております。

以上が私どもの関空・伊丹の経営統合と、それから今後とも大阪航空局の資産処分は続きますので、審議会の方によりしくお願いいたしたいと思つています。御説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【森下委員長】ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたらどうぞ。

【中野委員】私は、昭和59年から中曽根民活プロジェクトとしての関空にいろいろ絡んでまいりましたが、ちょっとお聞きしたいのは、今までは関空の周辺事業、いろいろありましたけど、6,400億ぐらい30年でかけてまいりました。それはいいのですが、もう終わりましたので。

今おっしゃった81ヘクタールの大阪空港以外の場外地、この処分は、従来は近畿財務局が中心にやっ
てまいりましたが、これを今度は現物出資をすると。これは金融用語では変態現物出資というのです
けども、現金になるものではないですよ。これを今度は処理していかなきゃいけないですね。相当膨大
な、80ヘクタール全部売れるのかどうかは別に置きまして、この処理については、今度は新会社に移管
と書いてますでしょう。新会社が売却をしていくというのは、従来はある程度、近畿財務局といいますか、
国有財産ですから、売っていくノウハウを含めてあるのですが、この国有財産を新会社に100%譲るわ
けですけど、その処理体制というのはでき上がっておるのですか。

【上原次長】新会社の設立に関係しまして、スケジュール的には4月にまず新会社が発足いたします。先
ほど経営統合という説明をいたしました。関空と伊丹の空港運営を行うのは7月からでございます。現
時点において、中野委員がおっしゃられる、新会社のこの土地の不動産の売却でありますとか、その体制
というのは、正直言って、まだ白紙の状況です。

4月に新会社ができると、ここに民間の経営陣が入ってまいります。ここで7月までの間に新会社の
組織体制を新経営陣の経営判断のもとに進めることになっています。土地の売却やコンセッションの推進
などについては特に民間の経営判断を行うため、具体的にその調整が行える方を含めて議論していく必要
がありますので、4月にできる新会社の新社長のもとで、その具体的な人選も含めて、そうした不動産事
業とコンセッションにかかわる体制を7月までの間にできるだけ整備していきたいと、そういうスケジ
ュールになっています。

【中野委員】それはそれで結構なのですが、お聞きしたいのはそういうことでなくて、81ヘクタールの
場外の土地というのは、今までは国有地ですから、近畿財務局が航空局の依頼によって処理をしてきたと
いうことですよ。今後は新会社が処理をするということで、今まで近畿財務局がやってきた業務を新会
社がやるというように理解したらいいわけですか。

【上原次長】はい。

一点だけ。81ヘクタールですが、そのうちの56ヘクタールは行政財産という形になっておりますの
で、これをすべて処理するというわけではありません。

実は、現在、航空機の環境騒音レベルがどんどん減少してきておりますので、環境対策事業を行う区域
が縮小されております。この56ヘクタールの行政財産として持っている一部ももう既に対策事業として
外れているところもあるんですが、対策事業の範囲内にあるところは、ここは勝手に売却することは許さ

れておりません。緑地であるとか、そういう形で環境対策事業として維持する必要がございますが、この25ヘクタールにプラスアルファの部分については新会社が今後売却していくということになります。

【細見委員】これは直接関係ないかと思うのですが、各地にある航空無線標識所等は大阪航空局管内の財産として残るわけですね。

【上原次長】はい。

【細見委員】そうしますと、これは一応処分対象ですから、この7つについて、売却などの何か動きがあるのでしょうか。

【上原次長】川西市にある大阪航空無線標識所については、今後地元と調整をしてやっていきたいと思っておりますが、それ以外はまだこれからです。

【和田管財部長】ここに出ているのはこれから処分していくということで、先ほど御説明がありました①の八尾空港西側跡地につきましては、八尾市、大阪市と今話が進んでおる状況のものもございますけども、そのほかはまだこれからですね。

【上原次長】これからでございます。

【中野委員】航空無線標識所というのは、現在の航空管制所としては要らないものですか。

【上原次長】無線の方式がどんどん変わっておりまして、こうした場外に設けられておりました施設は不要になってきています。

【森下委員長】その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御質問がないようですので、次の報告を事務局からお願いをいたします。

【寺村管財部次長】管財部次長の寺村と申します。よろしく申し上げます。

それでは、報告事項の2、国家公務員宿舎の削減計画及び庁舎の使用調整結果について御説明申し上げます。

国家公務員宿舎の削減計画につきましては、計画の具体的な内容に入ります前に、まず昨年12月の計画公表に至るまでの経緯について御説明申し上げたいと思います。

最初に、国家公務員宿舎の目的から御説明申し上げますと、国家公務員宿舎は、宿舎法第1条で「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。」とされております。

国家公務員宿舎は、戦後の厳しい住宅事情を経まして、その役割を十分に果たしてきましたが、現在は住宅事情も変化しておりまして、また厳しい経済情勢にもございますので、社宅の売却等を行う企業も多い中で、宿舎そのものの存在意義が問われております。振り返りますと、過去、公務員宿舎をめぐってはこれまで様々な議論が行われてきました。これまでの経緯を簡単に御説明いたします。

平成18年から20年にかけては、行政改革推進法や、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2

006」におきまして、国有財産の売却促進の方針が示されたわけですが、国の庁舎、宿舍の移転、再配置計画が取りまとめられまして、10年間で10%弱の宿舍を削減することとされました。

平成21年には、民主党政権が誕生いたしまして、行政刷新会議におきまして事業仕分けが実施され、公務員宿舍のあり方について速やかに検討を行うこととされました。これを受けまして、平成22年、財務省では政務3役を中心に、有識者からのヒアリングを実施して公務員宿舍のあり方についての検討を行い、同年12月、概ね5年を目途に宿舍全体の15%強、3万7,000戸程度の削減を含む、国有財産行政におけるPRE戦略、いわゆる国有財産全体の最適化戦略を取りまとめ公表いたしました。

その後、昨年3月、東日本大震災が発生しまして、被災地の復興、原発事故の収束等が一刻も急がれるなか、昨年9月に事業が再開された、これは埼玉県にございますが、朝霞住宅を中心に公務員宿舍に対する厳しい批判が寄せられたことは御記憶されている方もおられると思います。

翌10月には、安住財務大臣は政務3役を長とする「国家公務員宿舍の削減のあり方についての検討会」を設置いたしまして、同年12月1日、国家公務員宿舍の削減計画が取りまとめられ、公表されるに至ったところです。

次に、この国家公務員宿舍の削減計画の内容について御説明申し上げます。画面は、国家公務員宿舍の削減計画のポイントをまとめたものです。

主な内容を申し上げますと、まず宿舍戸数につきましては、国家公務員宿舍は真に公務のために必要な宿舍に限定し、主として生活支援目的のものは認めないこととし、その結果として、宿舍に入居することが認められる職員の類型を5つの類型に限定いたしました。

具体的には画面の5つの類型になります。

1つ目は、離島、山間僻地に勤務する職員です。具体的には、自然保護管事務所職員やダム管理所職員などでございますが、これらの職員には無料で宿舍を提供しております。

2つ目は、頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員です。国は、公平で均一な行政サービスを全国で展開する必要があるため、勤務地は全国に点在していること。加えて、不正や癒着の防止、それから適材適所の人材配置などの観点から、一定の地域に限定されることなく、比較的短期間で異動を行う必要があり、その際、高い頻度で転居を伴うこととなりますので、そのような職員に対して宿舍を提供する必要があります。

3つ目は、居住場所が官署の近接地に制限されている職員です。国家公務員の中には、その職務の要請から居住場所を官署の近接地に制限されている職員がいます。例えば、刑務官や、それから自衛隊駐屯地や基地の指令などの一部の自衛官ですが、こういった方々についても無料で宿舍を提供しております。

4つ目は、災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画等に基づいて緊急参集する必要がある職員です。国は、緊急事態が

発生した場合に、業務継続計画や国民保護計画などにに基づきまして、全国において必要な職員が緊急に参集する体制を整えています。これらの職員に対して、職場に一定程度近接した宿舎を提供することが必要になってまいります。

最後に、5つ目が、国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられております本府省職員でございます。ちなみに、我々財務局職員はこれらの5つのタイプのうち、2番目と4番目の類型に該当することになります。

これらの宿舎に入居することが認められる5つのタイプの職員について、各省庁が宿舎の必要戸数を精査しました結果、ここの合計欄でございますように、約16万3,000戸ということになりました。このため、今後5年を目途に、約21万8,000戸から5万6,000戸、率にして25.5%程度を削減していくこととしております。

近畿財務局管内で申しますと、管内には約2万1,000戸の公務員宿舎がございますので、同様に今後5年を目途に5,500戸程度を削減する予定にしております。

この全国でいう5万6,000戸の削減幅を実現するため、今後5年間で築年数が40年を超える宿舎と、老朽化し耐震性等に問題があるものについて、効率性、規模、通勤時間等を勘案し、宿舎廃止の選定を行うこととしております。

これらの方針に基づきまして、現時点で廃止することを決定した宿舎は、全国で2,393住宅になります。ちなみに、近畿財務局管内では132住宅の廃止が決定しております。

東日本大震災の集中復興期間に当たる5年間にに関して、2,393住宅以外の直ちに廃止に該当しないその他の宿舎につきましても、老朽化し耐震性等に問題があるものにつきましては、先ほどの削減幅を実現するため、今後1年以内を目途に廃止か否か、コスト比較等により個別に検討を行うこととします。

なお、存置宿舎につきましては、極力耐震改修等で対応し、できる限り建替えを抑制します。

宿舎跡地の売却等により捻出された財源は、現時点で廃止が決定している2,393住宅で、概算すると約700億円を見込んでおります。今後1年以内を目途に、個別検討の結果、さらなる廃止宿舎が決まりますので、これらの売却により、さらに財源の上積みが可能です。

廃止を決定した宿舎につきましては、復興財源に貢献するべく、できる限り速やかに売却するよう取り組んでいく所存です。

また、議論のある宿舎使用料につきましては、現状民間会社の社宅賃料と概ね同水準となっているところですが、厳しい財政状況等を踏まえ、宿舎の建設、維持管理等に係る歳出に概ね見合う歳入を得ることが可能な水準まで引き上げを行うこととしております。

最後に、国家公務員宿舎の削減計画につきましては、御覧いただいている工程によりまして、2016年度末までに目標とする約16万3,000戸まで削減してまいります。

以上で、国家公務員宿舎の削減計画について説明を終わらせていただきます。

続きまして、庁舎の使用調整結果について御報告いたします。

最初に、ここで使用調整と申しますのは、各省庁が使用しております庁舎において、組織の統廃合ですとか、それから定員の減少によりまして不要となった、あるいは余剰が認められた庁舎の床面積につきまして、逆に床面積が不足している庁舎に対して新たに割り当てることを使用調整と称しております。

今回報告させていただきます事案は、画面の8件でございます。

最初に御説明する事案は、地図の青色で表示している大阪法務局天王寺庁舎です。調整床面積が1,500平方メートルと比較的広い事案でございます。財務本省におきまして財政制度等審議会等に諮問し答申をいただき使用調整することとなった事案でございます。

この庁舎は、大阪法務局だけが入居する、いわゆる単独庁舎でございますが、この庁舎の4階から6階にかけて入居しておりました登記情報システムのバックアップセンター、これが整理、統合に伴いまして約1,500平方メートルの床面積が余剰となりました。この1,500平方メートルの空きスペースに、大阪国税局でございますが、納税者から国税に関する一般的な相談を集中受付する電話相談センターと、それから大阪の南税務署と京都の中京税務署に設置してございます2つの源泉所得税事務集中処理センターを統合いたしまして、この庁舎に移転、入居をさせようとするものでございます。

この使用調整の効果としましては、大阪国税局の電話相談センターとして使用していた大阪国税局淀川分室跡地、約1,493平方メートルを売却財源とすることが可能となりました。

続きまして、600平方メートル未満の比較的規模の小さい場合は、財務局限りで処理することになります。お手元の資料10ページに一覧表がございます。画面と同一のものでございますが、御覧いただきたいと思っております。

これは、大阪中央労働基準監督署庁舎など、7事案について使用調整を行いましたので御説明いたします。

まず、No.1の大阪中央労働基準監督署庁舎でございます。この事案は、この庁舎に入居しておりました厚生労働省所管の独立行政法人であります大阪産業安全技術館、これが平成23年3月に廃止になったことにより、約1,300平方メートルの空きスペースが生じました。

一方、行政刷新会議におけます事業仕分けを踏まえまして、労災診療費の審査点検業務の外部委託を廃止して、新たに大阪労働局に集約しました結果、必要となる事務室として、空きスペースの約500平方メートルを活用しまして、使用させることとした事案でございます。

次のNo.2から4、画面の黄色の部分でございますが、調整面積の比較的小さな事案になります。

まず、No.2の大阪合同庁舎4号館ですが、喫茶室の廃止に伴い生じた空きスペースに、大阪管区气象台における防災気象情報の高度化対応に伴う事務室として、約140平方メートルを使用させることとした事案でございます。

次のNo. 3の奈良第二地方合同庁舎、それからNo. 4の奈良第2法務総合庁舎ですが、入居官署の法務局におきまして不動産登記申請情報などの文書保存期間が延長されまして、これに伴いまして書庫スペースが不足、また、入居官署の奈良労働基準監督署においても、労災等の相談業務の来庁者が増加しております、このための相談スペースの不足の解消を図った事案でございます。

続きまして、No. 5及びNo. 6の京都農林水産総合庁舎と大阪合同庁舎1号館でございます。

まず、画面上段の京都農林水産総合庁舎でございます。平成23年6月に、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、新たに地域センターを設置する法案が成立しましたことに伴いまして、法律の施行に先立ち、この庁舎の余剰面積約530平方メートルの一部、約330平方メートルを活用しまして、京都市中京区に所在する京都統計・情報センター、綾部市に所在する綾部統計・情報センター、福知山市に所在する地域第二課、南丹市に所在する地域第三課の4つの組織を、この庁舎に入居しております近畿農政局に集約した事案でございます。

この使用調整の効果として、地域第三課の借受解消による借受料の節減。このほか、綾部統計・情報センター跡地1,214平方メートルと、福知山市の地域第二課跡地1,175平方メートルを売却財産とすることが可能となりました。

次に、大阪合同庁舎1号館でございます。先ほどの事案と同様に、地方農政局の組織改編に伴うものでございまして、この庁舎の余剰面積約550平方メートルを活用し、茨木市に所在する地域第一課、高石市に所在する地域第二課、高石統計・情報センターを、この庁舎に入居している大阪農政事務所に集約した事案でございます。

この使用調整の効果として、高石市の地域第二課の借受解消による借受料の節減、高石統計・情報センター跡地541平方メートル、それと特別会計でございますが、茨木市にある地域第一課跡地2万3,140平方メートルを売却財産とすることが可能となりました。

最後に、一覧表の一番下、黄色の部分ですが、No. 7、大阪合同庁舎第2号館でございます。これは、わずかな面積でございますが、大阪労働局の事務室の狭隘解消を図った事案でございます。

以上が庁舎の使用調整を行った事案の報告でございます。

【森下会長】ただいまの報告につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞ。

【榎村委員】教えていただきたいのですが、例えば、14ページの京都市中京区、綾部市、福知山市、南丹市の事務所を近畿農政局に集約するということですが、各地にある事務所というのは、都市部の方へ集約してもよろしいような業務をされていたのですか。業務の内容によって、現地でなければならないのか、別に集約してもいいのかをお聞きしたいのですが。

【寺村管財部次長】23年6月に、農林水産省設置の一部を改正する法律が成立しまして、この中で、農業経営の安定とか、食品安全に関する業務の体制整備ということで、地域農政事務所は各地に散らばっており

ますけど、それを廃止しまして、1つ本局に集約するなりして、統合を図ったというような法律の改正がございましたので、各地にあるものを今回集約したということになります。

【和田管財部長】本事案は国の行政改革に基づくものでございまして、当初は地域地域の、身近なところに必要ということであったと思うのですが、行政改革の議論の中で不要という結果になりましたので、組織改編をして本局へ集約するということになりました。

【寺村管財部次長】農政と統計に分かれた小規模な施設が全国に346カ所ございましたが、これを集約しまして、ワンストップで処理できる体制、サービスを提供できる地域センターを65カ所、その支所38カ所に再編したということでございます。

【細見委員】空港財産の処理の問題もそうなんですが、これも、いわゆる再編のポリシーみたいなものを確認しながら再編に当たっていくということは非常に大切だと思うんです。今おっしゃっているように、法律に基づくことなただけけれども、これだけの経費が上がるというようなこともあるのです。例えば、ワンストップ化することによってどういうメリットがあるのかということをおっしゃらないといけない、榎村先生もおっしゃてるのですが、地方の施設を集約する、それは形としては効率的なただけけれども、じゃあ、そういう今まで担っていた業務は誰が引き受けるのか、自治体が受けるとしたら自治体がどのような形で引き受けるのかというように、引き受ける自治体の意識改革も含めた形でこの改編は必要なんだというようになって欲しいわけですね。

ですから、再編のポリシーの中で、こちらはこういうメリットがある、そちらはこういうメリットがあるとか、そういう話をしていただいたら、榎村委員のおっしゃるような懸念がなくなるのではないかと思います。

【池田局長】この農政関係の行革に関しましては、ワンストップ化という説明がありましたけれども、行革の一番典型例ではないかと思ひまして、国として行う必要のない業務になった部分がかかなり強くございます。特に、統計事務を中心に、ほとんど仕事なくなっているのに維持されていたケースというのがかなりございまして、そういう意味では、ようやくきちっと行革されたという評価もかなりある世界だというように思われます。

【細見委員】お言葉ではあるんですけども、例えば、TPPの問題なんかで、そういう農村の再生とかそういうことを、国づくりをどこに置くのかということ、多分これは草の根レベルでこれから議論がどんどん行われていくと思うんですよね。そういう目で見ると、それは効率化で言えば、こういう形でどんどんやっていくということはわからないことはないんですけど。

【池田局長】おっしゃるとおりなのですが、そういう仕事をするとき、これだけ道路交通が発達して、つまりかつてだったら農村に伺わなければ、あるいは所在しなければ、農家の方が来れない、農協とも相談できないというようなことがあったと思ひますけれども、例えば、福知山から京都に行くのに、かつてこの事

務所が最初に設置された50年ぐらい前に比べて、障害はほとんどなくなっているわけですね。そこら辺が一番大きな理由ではないかと思えますけれども。

きめ細やかな行政とか、農政自体の必要度が下がったとは思わないんですけれども、集約するという意味では、明らかにそういう部分があると思えます。

【細見委員】よく分かるんですけど、例えば、農政事務所がなくなるということは、なくなるということについて、やっぱりそういう地元では様々な意見があると思うんです。ですから、なくなることによって、置き去りにするんじゃないよというところとちょっと語弊があるんですけど、そういうような会話があって初めてこういうワンストップ化などというものが理解されるというように思いますので、おっしゃっていることはよく分かるんですけども。あえて。

【森下会長】基本的には、サービスレベルは下がってないということが前提ですね、今のお話はね。

国家公務員の宿舎の見直しは、大阪でも当然行うわけですね。大阪府とか市が持っている市営住宅、府営住宅についても府や市は整備し直さなきゃいけない、非常に老朽化して、効率の悪いところを集約して再開発するといったことがありますよね。国家公務員宿舎だけを単純に見るのではなくて、府とか市にとってもある程度メリットがあると、国にとってみても効率がよくなるということがあのような気がするんですよ。そういう意味で、ぜひ府とか市と情報交換をしていただきたいなという気がいたしました。

【和田管財部長】分かりました。ただ府営住宅、市営住宅というのは、市民の方用のということになります。公務員宿舎は老朽なものを廃止していくことにしておりますので、報告事案の宿舎も築40年以上経過しておりますから、これをリフォームしてお使いになるということは難しいかなと。宿舎跡地の活用ということもありますので、関係地方公共団体とは連絡会議等におきまして情報交換を進めていきたいと考えております。

【中野委員】2ページにありますように、25%程度を削減すると、これは大変なことなんですよね。出て行けと言ったらそれで終わりなんです、いわゆる国家公務員の数の変遷もあるんですが、ある程度個別契約をしていくという考え方になるわけですか。

宿舎に入ってらっしゃる方々がいますよね。そういう人たちはどこかで生活しないとイケないわけですが、緊急性のあるようなもの、これはあつてしかるべき。非常に転勤も多いですし、宿舎がなかったらとてもじゃないけど生活できませんので、それはいいと思うんですよ。

ただ民間のペースから行くと、5年間で25%削減というのは結構大きいですけども、これは、目標は目標として、その間に宿舎を出た方々は個別契約をするという理解でいいんですか、あるいは自己保有、賃借という形でもよろしいんですか。

【和田管財部長】公務員宿舎の貸与は、借家契約ではございませんで、行政処分という形ですので、借家権が生じる契約という形はとっておりません。近畿財務局管内には約2万1,000戸の宿舎がありますが、

人事異動があっても転勤・転居が必要ないという公務員については、国家公務員宿舎法の目的外ということになるので退去していただいて、御自宅等を手当していただくというところでございます。

行政改革等におきましても国家公務員の定員がどんどん少なくなっていく中で、必要とする公務員宿舎の需要も減っていくという流れでございますので、もう一度整理し直すということで、現在各省庁において、この類型に従って入居者、それから今後入ろうとする人の類型をきちっと整理をしてやっていきたいと思います、今その作業を始めたところということでございます。

【角野委員】ちょっと関連してよろしいですか。近畿財務局管内の宿舎の数が今2万1,000戸ぐらいとおっしゃっていましたが、ですからその4分の1が目標値になるということなんですね。それを、この資料によると、5年を目途におやりになるということで、何か5年間の年次計画とか、どういうプロセスでそれを達成させようとしているのか簡単にお教えてください。

【和田管財部長】基本的には、類型別に各省庁が必要者数を出してきますので、私どもはその数に応じて、必要な宿舎の選別を行っていくこととなります。

基本的に老朽化している宿舎から廃止していくこととなりますが、廃止するというフラッグを立ててから約2年ぐらいの期間を置いて順次廃止していく予定です。

【角野委員】大体2年ぐらいの猶予を持たせながら、5年間で目標達成する。

【和田管財部長】2016年に目標達成ということですので、2014年までには廃止するというフラッグを立てるということとなりますので、向こう3年ぐらいには廃止する宿舎が明確になるということになります。

【水戸部委員】工程表のことですが、上場企業も含めていろいろな会社が今社宅などをどんどん廃止している状態で、こういった市場において売却なりが進むのかどうかというのは、かなり厳しいような気がするのですが、どうお考えでしょうか。

【和田管財部長】宿舎というものの機能を廃止し、その後処分ということになります。そして、面積の大きなものについてはこの審議会にお諮りして処分していくということになります。まず、公共用、公用としての需要を確認をさせていただいて、なかりせば一般競争入札で処分するということとなります。

公務員宿舎は比較的利便性がいいところにありますので、今後いろいろな公的需要が出てくるのかなと思いますので、地方公共団体ともきちんと情報交換をしてやっていければというようには思っています。

【森下会長】それでは、よろしいですか。

【細見委員】1つだけ、4ページに、一応類型と書いてあるんですよね。この類型は議論して出されたと思うんですけども、類型が5つあって、①、②、③、④はなるほどなと思うのですが、5番目は「深夜・早朝に勤務を強いられる」という、この言葉に思いが込められていると思うのですが、これで1万2,000戸といったら、そんなに要らないのではないかと。今の国会中継なんかを見てても、そんなに要らない

のではないかというふうなことを思うのです、多分この意見は採用されないと思うんですけど。庶民はそういう感じで見ているということなんですね。それだけです。

【森下会長】御質問につきましては、これで終わりたいと思います。

4. 結び

【森下会長】本日の審議会の終了に当たりまして、近畿財務局長から一言御挨拶がございますので、よろしくをお願いいたします。

【池田局長】本日は、皆様大変お忙しい中、熱心に御審議をいただきまして大変ありがとうございました。非常に貴重な御意見、御指摘を賜りました。その点につきましては、よくこれを踏まえまして、またこれからの処理に活かしてまいりたいと思います。

本日は、大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【森下会長】ありがとうございました。後日、事務局から議事録の確認依頼がまいりますので、議事録をチェックしていただきますようお願いいたします。

また、本審議会の審議結果につきましては、この後、事務局から記者発表を行いますので、あらかじめ御報告をしておきます。

以上をもちまして、第119回国有財産近畿地方審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

(了)